

鹿児島県保健医療計画の見直しについて（概要）

1 各計画について

【保健医療計画】

- 本県の保健医療行政の計画的・総合的な運営の基本となるもの
- 保健・医療・福祉に関する個別計画と整合性を図りながら連携・役割を分担して推進する。
- 平成30年3月に策定した鹿児島県保健医療計画を見直し、新たな「鹿児島県保健医療計画」を令和6年3月に策定予定。

【地域医療連携計画】

- 保健医療計画の一部を構成するものであり、概ね二次保健医療圏ごとに、疾病別、事業別の医療連携体制を策定。

2 次期各計画について

- 次期保健医療計画(令和6年度～)策定時に、各地域で作成していた地域医療連携計画を「圏域編」として一本化し、二次保健医療圏ごとにその特性や実情を踏まえた地域医療連携体制を主な内容とする保健医療計画「圏域編」を作成。
- 医療連携体制図及び医療機能基準については、資料編として整理する。

3 策定の経緯・今後のスケジュール

令和5年9月 圏域編（素案）について、地域保健医療福祉協議会委員へ意見照会

令和5年12月 医療連携体制図、医療機能基準について、地域保健医療福祉協議会委員へ意見照会

令和6年1月 地域保健医療福祉協議会の開催

令和6年2月 地域保健医療福祉協議会で承認を得た医療機能基準を基に、医療機能を担う医療機関一覧の更新

令和6年3月 更新した医療機関について、県ホームページへ掲載

素案に対して寄せられた意見等とその対応等

		内 容
5ページ	4行目	<p>【d 離島・へき地医療】 三島村及び十島村の特定巡回診療については・・・ → 三島村及び十島村の特定<u>診療科</u>巡回診療については・・・</p>
10ページ	【図表3】	<p>【脳卒中の医療連携体制図】 左下「脳卒中の発症予防」に「<u>県・市町村</u>」を追加</p>
16ページ	【図表9】	<p>【精神疾患等の医療連携体制図】 左上「早期発見」に「<u>市町村</u>」「<u>認知症サポート医</u>」を追加</p>
19ページ	【図表13】	<p>【災害医療の医療連携体制図】 左上「市町村の枠内」に「<u>地元医師会，薬剤師会，保健所との連携</u>」に「<u>歯科医師会</u>」を追加</p>
20ページ	【図表15】	<p>【新興感染症発生・まん延時における医療の医療連携体制図】 県から示された医療連携体制図を追加</p>
20ページ	【図表16】	<p>【新興感染症発生・まん延時における医療の医療機能基準】 県から示された医療機能基準を追加</p>
17ページ	【図表10】	<p>【多様な精神疾患毎の地域医療提供機能要件】 他の疾病・事業と異なり、「医療機能基準」ではなく「<u>地域医療提供機能要件</u>」としているのはなぜか。 → 精神疾患が医療計画に追加された際に、国から示されたものに基づき、「要件」と表現しています。また、医療の提供や支援体制等について記載していることから、「医療機能基準」ではなく、「<u>地域医療提供機能要件</u>」としています。</p>
21ページ	【図表18】	<p>【離島医療連携体制を担う施設の役割・機能等】 他の疾病・事業と異なり、「医療機能基準」ではなく「<u>地域医療提供機能要件</u>」としているのはなぜか。 → 「保健指導の機能」に村役場等を記載しているため、「医療機能基準」ではなく、「<u>施設の役割・機能等</u>」としています。</p>